

社会的排除とは、「多次元的で相互に強めあう剥奪の諸過程の混成物 concoction（あるいは混合物 blend）であって、それは社会的環境 social milieu からの段階的な乖離と結びついており、社会が提供しなければならないメインストリームの機会から個人や集団が隔離されることに帰結する」<sup>24</sup>。

### 3. 「社会的排除」に関する統計上の指標

欧州委員会が明確な定義を与えていないにもかかわらず、「社会的排除」に関する EU 共通の統計指標を打ち立てようとする試みが、欧州共同体統計局（Eurostat）と社会的保護委員会 Social Protection Committee とによってそれぞれ独自につづけられている。以下では、これら 2 種類の指標を簡単に紹介する。

#### (1) 欧州共同体統計局による指標

社会政策における EU の権限を拡大したアムステルダム条約を受けて、欧州共同体統計局は 1998 年に「社会的排除と貧困の統計に関する作業部会 Task Force on Social Exclusion and Poverty Statistics」を設立した。この作業部会は 1998 年の春までに、「社会的排除」を示す指標としてさしあたり、(a)低所得、(b)労働市場における劣悪な地位、(c)生活の非貨幣的側面にかかわる不利益、という 3 つを定式化した。つまり、「社会的排除」はこれら 3 つの指標の結合物として分析されうるというわけである。

欧州共同体統計局は、作業部会が出した結論に沿いつつ、欧州共同体家計パネル（ECHP）が収集したデータに依拠しながら、「社会的排除」の指標を示したいくつかの統計報告書を提出した。その中でも『欧州社会統計：所得、貧困、社会的排除』は、貧困ないし社会的排除に関する最も包括的な指標とデータを提示しているので、これを簡単に紹介しておこう<sup>25</sup>。

『欧州社会統計』は貧困ないし社会的排除について以下の 8 つの統計的指標（1 つの貨幣的指標と 7 つの非貨幣的指標）を挙げている。

(a)低所得による貧困<sup>26</sup>

(b)家計の財政的困難度（家計の収支を合わせられない、過去 12 ヶ月のあいだに支払いが滞ったことがある）

(c)いくつかの基礎的ニーズ（肉や魚の摂取、新しい衣類の取得、1 年に 1 週間の休暇旅行）

<sup>24</sup> Vleminckx/Berghman (2001), p.46

<sup>25</sup> Eurostat (2000)

<sup>26</sup> EU は 1998 年 11 月以来、貧困線を「各国の所得中央値 median income の 60%」と規定し、所得がこれより下回る人または世帯を「貧困」と定義している。

が満たされないこと

- (d)耐久消費財（電話、カラーテレビ、自家用車）が取得できないこと
- (e)不十分な居住条件（浴槽またはシャワーがないこと、スペースの不足、湿気を帯びた壁や床）
- (f)健康の問題（身体的または精神的な健康上の問題のせいで日常の活動に支障が出る）
- (g)友人や親族との接触頻度の低さ（誰かと月に1回未満の頻度で会うか、あるいはまったく会わない）
- (h)主たる活動（仕事など）に対する満足度

『欧州社会統計』は上記の8つの指標のそれぞれについて1996年時点での詳細なデータを掲げているが、ここでは以下にその概略を紹介するにとどめざるをえない。

- (a)の指標：EU市民の17%（6110万人）は各国の所得中央値の60%（貧困線）を下回る所得しか得ていない。
- (b)の指標：約8%の市民（2800万人）は、過去12ヶ月のあいだに電気・ガス・水道の料金、住宅ローン、あるいは家賃について滞納をしたことがある。
- (c)の指標：約7%の市民（2500万人）は2日に1回しか肉または魚を摂取することができない。13%の市民（4600万人）は新しい衣服を購入できない。また、EU市民のおよそ3分の1は1年に1週間の休暇旅行をすることができない。
- (d)の指標：約3%の市民（1100万人）は電話をもっていない。
- (e)の指標：約2%の市民（700万人）は住居に浴槽かシャワーをもたない。
- (f)の指標：EU全体では約10%の市民（2900万人）が自分の健康状態を「悪い」または「きわめて悪い」と見ているが、この数値は貧困者では13%にまで高まるのに対し、貧困でない人の場合は9%に低下する。
- (g)の指標：約6%の市民は、同じ住居に住んでいない友人や親族とまれにしか会わない。
- (h)の指標：EU全体では約14%の市民（4000万人）が自分の仕事または主たる活動に大きな不満を抱いているが、この数値は貧困者の場合には23%にまで高まるのに対し、そうでない人の場合には12%にとどまる。

## (2) 社会的保護委員会による指標

2001年3月にストックホルムで開催された欧州理事会は、2001年末までに「社会的排除」に関する共通の指標を採択することを決定した。この決定を受けて、社会的排除に抗する加盟国とEUの取り組みを支援する目的ですでに2000年に設置されていた社会的保護委員会は、指標策定のためのサブ・グループを設置した。このサブ・グループにはすべてのEU

加盟国から専門家が送り込まれた。サブ・グループが2001年10月にまとめた報告書<sup>27</sup>は、(a)所得、(b)失業、(c)健康状態、(d)教育歴という4つの領域にわたる18の統計的指標を提示した。そして、先に紹介した欧州共同体統計局の指標ではなくて、社会的保護委員会によるこれら18の指標のほうが、EUの公式の指標として採用されるものと思われる。18の指標は以下の通りであるが、これらは、社会的排除をもたらす最も重要な要因であるとみなされた「主要な指標 primary indicators」と、社会的排除の補足的な次元を指し示す「2次的な指標 secondary indicators」とに大別されている。

#### 【主要な指標】

- (a) (各国の所得中央値の60%を「貧困線」と定義し、所得がこれ以下の世帯を「低所得」と見た場合の) 所得移転後の低所得率
- (b) 所得の配分 (各国で下位20%の人の所得が上位20%の人の所得に対して示す比率)
- (c) 低所得の持続度
- (d) 低所得の中央値と貧困線の所得とのギャップ (貧困線以下にある人々の所得の中央値を貧困線の所得で割った数値)
- (e) 地域的な結束度 (失業率の違いの係数)
- (f) 長期失業率 (12ヶ月以上失業している人の数が全労働人口に占める割合)
- (g) 仕事のない世帯に住んでいる人の数
- (h) 早期に退学して以降、教育や職業訓練を受けていない人の数
- (i) 出生時の期待寿命
- (j) 当事者から見た健康状態

#### 【2次的な指標】

- (k) 所得中央値の60%という貧困線からの所得分布 (所得が各国の所得中央値の40%以下、50%以下、70%以下にある人の数)
- (l) 一定の時点にかぎって見た場合の低所得率
- (m) 所得移転以前の低所得率 (1.すべての社会的な所得移転を除外した場合の所得、2.老齢年金と遺族年金を含む場合の所得、3.所得移転後の所得)
- (n) 所得の配分 (ジニ係数)
- (o) (所得中央値の50%を基準にした場合の) 低所得の持続
- (p) 失業者全体の中に長期失業者 (12ヶ月以上の失業者) が占める割合
- (q) 全労働人口の中できわめて長期的な失業者 (24ヶ月以上の失業者) が占める割合

---

<sup>27</sup> Social Protection Committee (2001)

#### (r)低い学歴しかもたない人の数

社会的保護委員会による上記のような指標を、欧州共同体統計局が作った指標と比べてみると、前者の指標では低所得とならんで失業の問題が重視されているものの、後者のそれには掲げられていたような基礎的ニーズの充足度や友人・親族との接触頻度に関する指標が抜け落ちている。そしてなによりも、社会的保護委員会の報告書自身が認めているとおり、同委員会の指標には住宅に関する指標が入っていない。報告書は住宅の指標をめぐって委員会内で合意に達しなかったことを示唆すると同時に、2003年から2005年までの「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」においては、(a)まずまずの水準を備えた住宅 *decent housing*、(b)住居費、(c)ホームレス状態とそれ以外の不安定な居住状態についての数量的なデータ、が記載されるべきであると提言している。

ともあれ、この報告書と各国の「ナショナル・アクション・プラン」をふまえた2001年12月の欧州理事会は、その議長総括の中で、貧困と社会的排除を構成する重要な次元として「健康と居住」を改めて挙げているので、これらの次元が社会的排除を示す公式の指標の中になんらかの仕方導入される可能性は高いといえる。

#### 4. 「社会的排除」概念の2面性

EUレベルで使われるようになった「社会的排除」という概念は、すでに見てきたように、低所得という側面に限定されない社会問題のさまざまな次元（非貨幣的で、社会関係や社会参加にかかわる次元）に注意を促すうえで利点を有している。したがってそれは、貧困を克服するための多次元的で包括的なアプローチを示唆しうるのである。「社会的排除」の概念はまた、グローバリゼーションと情報社会化の進展の中で「豊かな社会」においても出現してきた貧困の新しい諸相——情報へアクセスする機会の不平等、新しい資格や技能を身につけることの困難、あるいは身体的・精神的健康の問題など——を射程に入れることができる。そしてそれは、耐えがたい状態に陥る過程に着目することで、予防的な施策を発展させるための手がかりをも与えうるのであろう。そのかぎりにおいて、「貧困」に代わって「社会的排除」という概念が使われ始めたことは時代の要請にかなっていたといえる。

そうした利点にもかかわらず、EUレベルで使われている「社会的排除」の概念にはある独特の傾向が刻み込まれているのであり、この傾向は「社会的排除」の概念が本来有しているはずの潜在力を切り詰める危険性をともなっている。

欧州委員会は、公的扶助をはじめとする旧来のセイフティネットを「受動的な所得再分配政策」とみなして縮小し、欧州経済の競争力の強化にとって有意義な「積極的な労働市場政策」へと重心を移そうとしている。欧州委員会が用いる「社会的排除」概念は、まさにこの重心移動を促すのに都合のよい仕方組み立てられている。というのも、それは第

1に、「先を見越したアプローチ」の必要性を一面的に強調することで、事後的な支援策としての公的扶助の地位を低下させる傾向をはらんでいるからであり、第2に、——「社会的排除」概念が有する本来の多次元性に反して——「社会への包摂」を「労働市場への包摂」へと還元する指向性を含んでいるからである。まだ最終的な決着をみたわけではないにせよ、社会的保護委員会が提出した「社会的排除」に関する指標が基礎的ニーズの充足や住宅といった次元を欠いているのは、決して偶然であるとは思えない。

#### 【参考文献】

- Atkinson,R./Davoudi,S. 2000. “The Concept of Social Exclusion in the European Union: Context, Development and Possibilities.” *Journal of Common Market Studies*, Vol.38, No.3.
- Commins,P. (ed.) 1993. *Combating Exclusion in Ireland 1990-1994*. Brussels: European Commission.
- European Commission. 1992. *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*.
- European Commission. 1996. *First Report on Economic and Social Cohesion 1996*.
- European Commission. 2000a. *Social Policy Agenda*.
- European Commission. 2000b. *Building an Inclusive Europe*.
- Eurostat. 2000. *European Social Statistics: Income, Poverty and Social Exclusion*.
- Jonckers,J. 2000. “Towards a European policy on poverty: recent development.” mimeo.
- Room,G. 1995. “Social Quality in Europe: Perspectives on Social Exclusion.” In *The Social Quality of Europe*, edited by W.Beck et.al. Policy Press.
- Silver,H. 1994. “Social exclusion and social solidarity: Three paradigms.” *International Labour Review*, Vol.133, 1994/5-6.
- Social Protection Committee. 2001. *Report on Indicators in the field of poverty and social exclusion*.
- Townsend,P. 1979. *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*. University of California Press.
- Vleminckx,K./Berghman,J. 2001. “Social Exclusion and the Welfare State: an Overview of Conceptual Issues and Policy Implications.” In *Social Exclusion and European Policy*, edited by D.G.Mayes et.al. Edward Elgar.
- 石川謙次郎 1995「閣僚理事会」大西健夫・中曽根佐織編『EU制度と機能』早稲田大学出版部。
- 都留民子 2003「フランスの『排除』概念—わが国の社会問題に使用することは可能か—」、

本報告書所収。

中村健吾 2002「グローバリゼーションと地域統合の時代における社会政策の可能性」社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社。

中村健吾 2003 a 「EU一本格化する、社会的排除とホームレス問題への取り組み」小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社。

中村健吾 2003 b 「ナショナル・アクション・プランとドイツにおけるホームレス生活者支援策の将来」小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社。

マーシャル,T.H./ボットモア,T. 1993（岩崎信彦・中村健吾訳）『シティズンシップと社会的階級』法律文化社。

山根裕子 1995『新版 EU/EC 法』有信堂。

---

### Ⅲ. イギリス

---

## 第2章 ホームレス生活者支援策の変遷と「社会的排除」

小玉 徹

### 1. 1977年ホームレス法の成立とその意義

イギリスのホームレス生活者対策において大きな転機となったのは、1977年ホームレス法の成立である。

17世紀以来の救貧法と1948年の国民扶助法 National Assistance Act のもとで、ホームレス問題は福祉の問題として扱われていた。慈恵的貧困救済と社会秩序の維持を目的とした救貧法により、ホームレス生活者は貧民収容施設 Workhouse に収容されていた。彼らは粗野で怠惰であるとみなされ、収容施設的环境は苛酷で懲罰的であった。この体制の遺産は、ホームレス生活者への対応と政策に長く影響をおよぼした。

1948年の国民扶助法の制定にともない救貧法は廃止され、地方自治体の福祉局が一時的な施設をホームレス生活者に提供することになった。支援は、ホームレス状態が火事や洪水など予期しない事態によって引き起こされたことを条件としていた。一時的な施設の状況は劣悪で、救貧法時代の施設が用いられた。設備は共用で、男女は分離され、終日の滞在は許されなかった。家族はしばしば分離された。いくつかのホステル（住居を確保できない者にそれを提供する施設）は男性を受け入れず、子どもたちは親から引き離され、ケア施設に預けられた。1974年度でイングランドとウェールズの2800人の子どもたちが、単にホームレス状態にあるという理由でケア施設に収容されていた。

ホームレス生活者の数は、1950年代後半から急速に増大した。その背景としては、1957年家賃法にもとづく家賃統制の緩和、借家の持家への転換、標準世帯ニーズに向けた公営住宅建設の削減、が指摘されている。1948年法は、第2次大戦後のホームレス問題の量的かつ質的な側面に対応できなかった。救済を求めるホームレス生活者の数は年々増大していたが、その大多数は予期しない事態ではなく住宅不足の犠牲者であった。彼らは恒久的な住宅を求めていた。福祉局は住宅ストックをもたないため、こうした要求に対応できなかった。

一方、地方自治体の住宅局は、ホームレス生活者を不相応で無責任な者とみなし、公営住宅への入居を望まなかった。また、ホームレス生活者を公営住宅に入居させることは、待機リストの原則に反すると考えていた。福祉局と住宅局の協力は、それらが地方政府の異なった階層にあることから不十分であった。1948年法の根本的な弱点は、ホームレス状態が住宅問題として生じ、住宅・地方自治省（のちの環境省）と住宅局が解決のカギを握っているのに、同法においてホームレス問題は厚生省（のちに保健社会保障省）と福祉局の責任となる福祉の事項として扱われている、ということにあった。



1960年代から70年代初頭にかけて改革を求める声がしだいに強くなってきた。アカデミックな研究は、ホームレス問題の原因が個人の資質ではなく住宅不足にあることを指摘した。ボランティア・グループ、慈善団体も問題点を公表した。1966年には、ホームレス生活者を受け入れる住宅協会に活動資金を供給する全国的な慈善的寄付金の運用団体＝シェルター Shelter が組織化された。住宅協会はボランティアな委員会 Board によって運営され、住宅およびそれに付随する施設を供給する非営利団体であり、法的には中央・地方政府とは独立した民間の住宅供給組織である。同年11月には夫の失業にともないホームレス状態に陥ってしまった家族を取り上げたドキュメンタリー・ドラマ＝「キャッシー・カム・ホーム」が放映（BBC）され、国民に大きな波紋を投げかけた。

ここで留意すべきは、ホームレス生活者は、運動家たちにより「家のない人」という以上に、あらゆる種類の劣悪な住宅に住む人々をも含むように拡大解釈されたことである。この解釈は、住宅政策に対して重要な意義をもっていた。それは、これまでのように住宅局が住宅を建てて、できるだけ公平に割り当て、全住宅部門に最低基準を課すために環境保健監視官（かつては衛生監視官、住宅監視官と呼ばれた）を派遣するだけでなく、容認できないほどひどいと思われる住宅事情にあるすべての人を探し、別に住宅を供給しなければならぬことを意味していたからである。

1948年法が十分作動しえないまま、ホームレス生活者は事実上、増加しているにもかかわらず、1972年地方政府法では、1974年4月以降、一時的な居住施設の供給を自治体の裁量とするように変更された。シェルター、カトリック住宅助成協会、家がなく社会的に足場のない人々のための運動団体、中央住宅助成委員会、児童貧困問題にかかわる活動団体は、慈善団体連合 Joint Charities Group を結成した。その目的は、1974年地方政府法でホームレス問題への自治体の義務を復活させ、それを住宅局に課すよう修正することにあった。

1974年2月、住宅局に義務を課そうとする多くの訴えに、保守党政府は、地方政府の再編を促す通達 18/74（環境省を中心に策定された）を発令することで呼応した。この通達は、のちにホームレス法案とそのガイダンスの原案を作成するうえで重要なものとなった。通達では、ホームレス状態が「住宅が必要とされる極端な形態」であるとの認識のもとに、地方自治体の福祉局ではなく住宅局がホームレス問題に責任をもつよう勧告された。通達はまた、優先グループの基準を導入した。住宅事情の悪いところでは、子どもをもつ家族、高齢、障害、妊娠その他の理由で緊急性があるか、弱者となっている単身者への住宅の提供を優先するよう提唱した。

1974年2月の選挙で労働党が政権に返り咲いたけれども、選挙前の公約にもかかわらず、ホームレス生活者対策の立法化は優先事項とならなかった。他方、環境省による通達 18/74の執行状況に関する調査によれば、多くの自治体は優先グループの基準を採用していなかった。さらに全国の住宅局のうちホームレス問題にかかわったのは3分の1にすぎなかつ

た。いくつかの地域では、住宅局も福祉局も責任をとらず、その結果、家族のホームレス生活者がのけ者とされ右往左往する事態も起こった。

通達 18/74 は、立法化されなければ実施されないことが明らかとなった。1976 年に入ると連合慈善団体は、立法化に向けて地方自治体連合と協議するとともに、法案の策定作業にとりかかった。1977 年の自由党と労働党の連合政権のもとで法案が準備された。この法案は、通達 18/74 をベースとしたものであり、ホームレス状態を定義し、住宅局に優先グループへの居住施設の確保を、それ以外の人々にはアドバイスと助成を義務づけていた。慈善団体連合の提案には、以上のほかにアピールの権利、国家による不履行への対処、優先的ニーズの単身者への拡大、提供される施設は当人のニーズと適合すること、が含まれていた。

政府の提出した法案に対して、市町村議会連合、大都市自治体連合は、実行のコストと自治権の喪失という観点から反対した。彼らがとくに問題にしたのは、すでに公営住宅の待機リストに出願している人々に不公平となる、という点であった。彼らは国会での論議で、法案を「順番飛び越え者」、「家賃ペテン氏」、「たかり屋でするい奴」の特権となる、と中傷した。

反対者らは、法案に修正を加えることでその主旨を弱体化させることに成功した。その修正は、「故意 intentionally」とみなされた人々に居住施設の提供をしない、というものであった。彼らは、そのことによって自治体の義務を「地区とのつながり local connection」のある人々に限定し、優先的ニーズと弱者の定義を曖昧にできる、と考えていた。

立法化されたホームレス法は、自治体による援助をその地区の人々に限定し、助成するに「値する人 deserving」と「値しない人 undeserving」とを区別する、という点において通達 18/74 の主旨から後退していた。しかしながら、この法律は、ホームレス生活者の基本的権利を認めさせ、彼らを恒久住宅に住まわせることを政府が自治体に要請した最初の試みであった。慈善団体連合は、この法律がすべてのホームレス生活者にとってより包括的な義務を達成するための最初のステップになることを期待した。

法律の具体的な運用は、地方自治体の住宅局が遵守すべき施行準則によって規定された。それは環境省、保健社会保障省、ウェールズ庁の共同により作成され、ホームレス生活者の範囲は、「家のない人」という以上に拡大された。「家族の一員として通常、居をともにするものと共同で占有できる居住施設をもたない」人々、居住施設をもっていながら「その場へ安全に立ち入ることができない」（たとえば、違法な追い立てによって）人々、自分の家に戻ろうとすれば「何者かによって暴力を加えられるか、その脅威に遭遇しそうな」人々（たとえば、虐待される妻）、キャラバンや居住用の船をもっている「定置して、その中で生活できる場所のない」人々、さらに「過密居住、基盤設備の欠如、あるいは深刻な感情的圧迫のために通常の居住を期待できない程度に住宅状況を悪化させている」人々、などもホームレス生活者と認定されることになった。

1997年ホームレス法はのちに1985年住居法に吸収された。立法化によってホームレス生活者と認定された世帯数は着実に増加し、1978年の5万3110世帯（イングランド）から1990年には14万5800世帯となった。法律は、子どものいる家族とそれ以外の優先的ニーズに該当する人々に恩恵をもたらした。

この法律によってホームレス生活者と認定される2つの主要な理由は、親類や友人との同居ができなくなったこと、パートナーとの関係が破綻したこと、になった。このパターンは、1990年代に入ってモーゲージの債務不履行が問題となってきたことを除けば、変化していない。いずれにしてもそのパターンは、民間家主による追い出しと家賃滞納とが大きな理由であった立法化以前の状況とは異なっている。

もちろん、この法律は弱者とみなされない単身者と若い人々をカバーしておらず、増大しつつあるこのグループのホームレス問題の解決にほとんど役立たなかった。また、申請者は決定にアペール（不服申し立て）する権利をもたず、それが可能となるのは、自治体が行政法の原理に反する行為をした、という司法的な観点からであった。この方式はコストがかかり、提起することは容易でなかった。

この法律の主要な欠点は、全国にわたる統一かつ一貫した実施にいたらなかったことである。各自治体は、「故意のホームレス生活者」、「弱々しい」、「適切なアドバイスと助成」というようなキーとなる用語がルーズに定義されているため、その運用についてかなりの裁量をもつことになった。たとえば環境省が1986年に行った調査では、自治体の45%が家賃滞納者を、55%がその地区へ仕事を探しにきた者を、いずれも「故意のホームレス生活者」とみなし、40%はケア施設を出た子どもたちをホームレス生活者として受理していなかった [Richards, 1992, pp.129-138; Donnison and Ungerson, 1982, 邦訳 361-388 頁]。

## 2. 公営住宅売却によるホームレス問題の深刻化

ホームレス法が導入されて以降の1980年代は、不況で失業者が増大し、住宅への支出も下降しつつあった。民間賃貸セクターは停滞し、公営住宅は売却され、住宅投資の継続的な削減はアフォードブル（良質かつ低廉）な住宅を減少させた。このため自治体は、増大するホームレス生活者を抱えながら、彼らが再入居できるような住宅を過少にしか保有していない、という状況に直面した。

イングランドにおける民間賃貸セクター（ストック）は、1981年の204万4000戸から1986年の195万3000戸へと減少し、その後は漸増傾向を示すけれども、1991年でも196万7000戸と1981年のレベルにまで回復していない。サッチャーによる公営住宅購入権（1980年住宅法による The Right to Buy）の導入で、1981年に506万1000戸あった公営住宅は1991年に384万4000戸と大幅に減っている。同じく社会住宅（市場では適切な住宅を得られない一定以下の所得階層に供給される住宅。イギリスの場合、公営および住宅

協会の住宅)である住宅協会のストックは、1981年の42万2000戸から1991年の62万1000戸へと着実に拡大している。ただし、この期間に増加した19万9000戸は、とうてい公営住宅ストックの減少分111万7000戸をカバーできていない。

この結果、法律でホームレス生活者と認定された人々が公営住宅貸与の増大するシェアを占めることになった。イングランドにおいてその割合は、1978年度の14%から1989年度の30%に、ロンドンでは同じ時期に25%から59%に上昇した [Richards, 1992, p.137]。

保守党にとって公営住宅の売却は、労働党色の強い自治体に打撃を与え、さらに住宅管理の問題を個人へと帰着させる一石二鳥の戦略であった。1980年住宅法によりハウス系の住宅は初期の段階で30~50% (のちに60%)、フラットについては70% (1986年以降) のディスカウントされた価格で売却された。この結果、1994年まで152万戸以上の住宅が売却された。このようなディスカウント率の格差は、郊外に建てられたハウス系に対してインナーシティのフラットの売却が思ったように進捗しなかったことを反映していた。

ロンドンを例にとれば、1961年から81年にかけてインナー・ロンドンの持家率は17%から27%、アウター・ロンドンのそれは53%から62%へと増大し、インナー・ロンドンの公営住宅は1981年時点で住宅ストックの43% (アウター・ロンドンは23%) を占めていた。公営住宅の売却状況を自治体別に見ると、シティは住宅がわずかしか存在しないことから、またワンズワースも自治体の裁量で空き家を大量に売却したことから、例外的な状況にある。これらを除外すれば、16%以上の売却が進んだ地域は持家率が50%以上の地域とほぼ重なっている。他方、公営住宅がかなりの比重を占めているにもかかわらず、売却率が8%未満のところは、いずれも失業率が高く、荒廃した状況にあり、郊外の庭つきの伝統的なハウスではなくフラットが大部分という地域である。

こうした事態の帰結は、公営住宅の他のテニユアに比べての“残余化”であり、さらに公営住宅の居住エリアの“限定化”であった。

1979年から85年にかけて所得分配における最下5分位の貧困世帯の比率は、持家の場合、モーゲージ借入者を含めて44%から29%へと大幅に低下した。これに対して公営住宅では、43%から57%へと貧困世帯が半分以上を占めることになった。公営住宅の比較的裕福な階層がその購入によって持家所有者に転換したことの反映であった。他方、1980年代の中頃からホームレス生活者の数が増大し、1980年には6万2920世帯 (イングランド) であったのが1985年には9万3980世帯にも達していた [Wilcox, 1999, p.198]。しかしながら減少する公営住宅の空き家の再募集において、彼らは交渉力と待機し選択する能力をもたなかった。このため新しい借家人は、過去において公営住宅への多くのルートが開かれていたような多様なグループを形成できず、多様性のないグループが地理的により限定された荒廃地域に追い込まれること、すなわち都市における“分極化”が進行していった [Forrest and Murie, 1988, pp. 141-145]。

公営住宅の売却により恒久住宅が欠乏するなかで、自治体は一時的な施設を使用せざる

をえなくなった。イングランドにおいて1980年にホームレス状態にあると認定された4710世帯が一時的な施設を利用していた。これが1990年には4万5270世帯となり、とりわけB&B (Bed & Breakfast: 簡易ホテルで設備共用のところが多い) の利用による財政的・社会的なコストが重要な問題となった [Wilcox, 1999, p.199]。

以上の問題は、1990年代の後半以降、より深刻化することになった。ロンドンにおける一時的な施設の利用者は、1992年度で4万2000世帯であり、この年にロンドンの自治体が法律でホームレス状態にあると認定したのは3万6500世帯であった。2000年度にはホームレス状態にあると認定されたのは2万9630世帯であるが、一時的な施設の利用者は5万世帯に達している。広域自治体である大ロンドン庁の調査では、2001年9月現在の一時的な施設の利用者は5万1315世帯、その内訳はB&B 7123世帯、ホテルの別館4637世帯、自宅待機6511世帯、その他(ホステル、短期滞在施設など)3万3010世帯であった。

地方自治体と住宅協会の恒久的な住宅を新規に賃貸した世帯(ホームレス状態にある世帯以外の世帯も含まれる)は、1993年度の5万4800世帯から2000年度の3万7000世帯へと減少している。大ロンドン庁の調査チームは、この要因を新規の住宅建設の停滞、さらに社会住宅に入居している借家人の移動率の低下にある、と説明している。当然、ホームレス状態にあると認定されながら社会住宅を割り当てられる世帯は減少し、一時的な施設で長い間待機を余儀なくされる世帯が増大することになった [GLA, 2001]。

### 3. 「物への助成」から「人への助成」へ

イギリスの住宅法では、単身のホームレス生活者は弱い立場にある者以外は、優先的ニーズから除外されている。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)のホワイトヘッド教授の推計では、イングランドにおける単身のホームレス生活者は11万人(1999年)におよんでいる。しかし、こうした人々が失業などでストレートに野宿者(ラフ・スリーパー Rough Sleeper、毛布などにくるまって路上で寝ている人々)となるケースは少ない。1999年12月の1日あたり(夜間)平均の野宿者は1600人にすぎない。ホステル、B&B、地方自治体が提供する一時的な施設を利用できるからである。

ホームレス状態であっても失業中であれば、保険への拠出がない場合でも求職補助 Jobseeker's Allowance (25歳以上で週50.35ポンド、それ以下では週39.85ポンド、詳細は後述)がもらえ、病気や障害の場合は所得補助 Income Support の対象となる。通常、ホステルなどの施設は無料ではなく家賃をとる。求職補助か所得補助のいずれかを申請していれば、同時に住宅給付を要求できるのである。所得補助を受けている場合、原則として家賃の全額が住宅給付として支給される。

住宅給付は、民間賃貸、公営住宅、住宅協会、コーポラティブ住宅、ホステルなどすべての借家人に適用される。このうち公営住宅の借家人への住宅給付は家賃割引 Rent Rebate、

それ以外は家賃手当 *Rent Allowance* と呼称されている。留意すべきは、住宅給付は所得補助を受けている人々だけでなく、低所得階層にあまねく支給されていることである。この場合、所得が基準収入を1ポンド上回るごとに、給付金額は65ペンスずつ減額されることになる。

イングランド（人口4949万5000人、1998年時点）において1997年度の住宅給付の受給者は387万人（家賃割引224万2000人、家賃手当162万8000人）、うち所得補助も支給されているのは251万9000人（家賃割当140万8000人、家賃手当111万1000人）、所得補助を受けていないのは135万1000人（家賃割当83万4000人、家賃手当51万7000人）となっている〔Wilcox, 1999, pp. 222-223〕。

現行の住宅給付は1986年社会保障法に依拠しているように、社会保障の一部をなしているけれども、その運用については地方自治体の住宅局が担っている。

もともと住宅給付制度は2つの系譜からなっていた。第1は、地方自治体の住宅局による家賃割引の導入（1930年代のスラム・クリアランスにより貧しい人々を公営住宅に入居させるため）と、やはり住宅局による民間賃貸への家賃手当の適用（1972年の家賃統制の廃止にともなう）である。第2は、1948年の国民扶助法による公営住宅の借家人を含めた低所得者層への補足給付 *Supplementary Benefit* の支給である。補助額が算定される資力調査（資産・収入についての調査）は、両者で異なるため混乱が生じ、1970年代後半には地方自治体の住宅局による統一された住宅給付への要請が強まった。1986年社会保障法では住宅給付に一元化され、その2年後には補足給付に代わって所得補助が導入された。住宅給付は、就労の当否にかかわらず同様の条件と同様の手順で該当者を処遇することになった〔Malpass and Aughton, 1999, pp.69-80〕。

地方自治体の住宅局は、ホームレス状態が「住宅が必要とされる極端な形態」であるとの認識から、恒久的な住宅（公営、住宅協会の住宅）への移転、それができない場合でもB&B、ホステル、民間賃貸の居室を充当することが義務づけられている。その背後には、社会保障的な観点から構築され、広範な国民層を対象としている住宅給付の存在がある。もちろん住宅給付の支給は、住宅ないしは住宅関連施設を利用していることが条件となる。こうした利用ができず、路上での生活を余儀なくされている野宿者は、住宅給付の対象とならない。ただし、所得補助か求職補助の対象にはなりうる。

サッチャー首相による公営住宅購入権の導入により公営住宅のかなりの部分は持家へと転換され、維持管理費や家賃徴収を中心とした消費的経費は1980年を境に減少した。同時に地方自治体による住宅建設は抑制され、大規模な住宅改良にのみ資本的経費が支出されるようになる。しかし、1980年代に入って住宅給付が増大したことから公共支出は横ばいとなっている。1989年地方自治体住宅法により公営住宅の収支を自立採算とすることが義務づけられ、家賃の上昇にともなって住宅給付も上昇し、1990年代に公共支出は拡大に転じ

ている。

労働党の福祉国家路線を批判したサッチャー政権以降の保守党のもとで住宅への公共支出に生じた変化は、大幅な歳出の削減ではなく、「物への助成」から「人への助成」への転換であった。

#### 4. 増大する単身ホームレス生活者と住宅給付

では、「人への助成」への転換によって 単身者のホームレス問題が解決されたのかというと、そうではなかった。

イギリスにおいて戦後、数十年にわたって継続した経済的繁栄は低成長へと移行し、1980年代に入るとインフレーションとともに失業率が上昇した。1980年以降、日本以外の国々は、いわゆるスタグフレーションのもとで軒並み失業率の上昇をみた。イギリスの失業率は1979年に5%台であったのが1981年には9%台へと急速に上昇し、1982年から86年までは10%を上回る非常に高い状況にあった。とりわけイングランド北部、アイルランド、スコットランドなど、かつての工業地帯であった地域は衰退し、若い人々が求職のためにロンドンへと押し寄せることになった。しかしながらロンドンにおいても十分な雇用はなく、住宅も欠乏していた。

住宅給付が導入される以前は、ホテル、ホステル、居住用施設の住人は、厚生・社会保障省にバウチャー（料金前納の宿泊券）というかたちでの宿泊手当 Board and Lodgings Allowance（補足給付に該当）を要求していた。1970年代後半から1980年代中頃にかけて失業している若者は、ホステルとB&Bに殺到した。地方自治体が恒久住宅に入居させることができなかったホームレス家族の増大もB&Bブームの要因となった。

1982年から83年にかけて21歳から25歳までの年齢層による宿泊手当の申請は激増し、当該期に増大した2万5000人の申請者のうち、このグループが44%を占めることになった。1984年度の宿泊手当申請者は13万9000人、政府の支出は3億8000万ポンド（約646億円）におよんだ。かつては、こうした人々は仕事にありつき、民間賃貸セクターで独立した世帯を確立していたのであるが。とりわけ保養地でもある海岸地帯のB&Bに居住する若者の増大は、新聞紙上（The Daily Mail）でも注目されることになった。

「自分で失業している日焼けして健康そうな若い快樂主義者の軍団が、われわれの出費により海岸地帯に休養している。もちろん、これは許されないことだ。われわれの出費のうえにあぐらをかいている怠け者は、合法的な略奪者ともいえる。海岸地帯の社会保障局は、補助されたタバコの煙とアルコールの臭い、まじめに就労している寡黙な大衆にたかっている独りよがりの面々で溢れかえっている。」

この問題に対する政府の対応は、ホームレス生活者を支援する運動団体が強く要求していた B&B の居住水準向上のための規制ではなく、宿泊手当を申請する人々の権利を制限しようとするものであった。1985 年、政府は宿泊手当の認定期間を、26 歳以下について、ロンドンとその他の大都市で 8 週間、それ以外の地域で 4 週間、海岸地域で 2 週間に変更した。この結果、宿泊手当を引き続き申請しようとする場合、宿泊者は他の地域への移動を迫られることになった。この変更について社会保障助言委員会のレポートでは、若い人々が移動を強いられることで仕事を見つけるのが困難となること、たとえ宿泊手当が高額で不十分であっても、現状ではそれ以外に彼らに住宅を提供する方途はないこと、が報告されている。

頻繁な移動にともなって適当な宿泊所が見つからず、野宿を余儀なくされる人々も増大した。ロンドンで夜間シェルターを運営する団体 Riverpoint Nightshelter は、シェルターを利用する 26 歳以下の若いホームレス生活者は、1984 年で全体の 35%、1986 年には 57% まで増加し、その主要な原因が B&B に関連する宿泊手当の変更にあることを指摘している。

この変更規定は 1989 年に廃止されたけれども、1988 年社会保障法では親元の家に留まるよう 16 歳と 17 歳の若者への住宅給付の適用を廃止した。同時にこれまで前納すべき家賃のために前もって支払われていた住宅給付は、後から支給されることになった。1988 年の変更は、民間賃貸と B&B ホテルを利用することで住宅を確保しようとする人々の期待を裏切ることになった。

1994 年にいたるまでに住宅給付は、全体の社会保障予算において急速に増加している費目となった。450 万人の借家人が申請する住宅給付は 88 億ポンド（約 1 兆 4690 億円）に達した。1996 年、政府は通常、民間賃貸セクターに支払われる住宅給付額を制限するために、家賃設定官 Rent Officer によって決定される「地域参照家賃」Local Reference Rent を導入した。さらに 25 歳以下の人々が利用する民間賃貸施設の家賃評価を、「1 室家賃 Single Room Rent」（寝室ないしは共有する居室に支払われるその地域の平均的な家賃）とした。

とくに後者の変更の影響は大きかった。たとえばブライトンで住宅給付を要求している 25 歳以下の単身者の 3 分の 2 は、その地域の「1 室家賃」より高額の居室に住んでいた。南部民間家主協会 Southern Private Landlords Association は、新しい規則の導入によって 25 歳以下の人々に部屋を貸そうとする家主はいなくなるであろう、との懸念を表明した。1997 年に実施されたシェルターの調査では、家主が 25 歳以下の人々に賃貸しないようになったこと、いくつかの地域では当該地区の住宅局により決定された「地域参照家賃」と市場家賃の差額が週あたり 20 ポンドにのぼることが指摘された。

1997 年、社会保障局は「1 室家賃」の導入後の 12 カ月間で、住宅給付を受けている人々が 13 万 6000 人減少したことを公表した。民間賃貸セクターの住宅にかかわる受給者は 7.6 ポイント縮小した。しかしながら同時に、全国レベルで野宿者を含む 25 歳以下のホームレ



ス生活者の増加が報告されるようになった。ロッドディールの住宅局にホームレス生活者として保護された若い女性は、家賃を支払うために個人手当 (Personal Allowance、所得補助の一部で基本的な生活支出をカバー) を使ってしまい、栄養失調となっていた [Foord/Palmer/ Simpson, 1998, pp. 23-31]。

## 5. 社会的排除の克服と就労支援

1997年、ブレア首相は内閣直属の社会的排除対策室を設立、これまで各省が個別に対応し効果のあがらなかったこの問題に各省の関係者が共同で取り組むことになった。同対策室が最初にその課題としたのは野宿者問題である。ブレア首相は「みずから好んで野宿しているのはわずか5%にすぎない。いったん野宿にいたると彼らが抱える諸問題への対応が困難になるばかりか、仕事と家庭生活への夢も遠のいてしまう」と言明、「ノー・ホーム、ノー・ジョブ」のサイクルを断ち切り、野宿者を社会復帰させる具体的な対策を同対策室に要求した。これによって野宿者を含めた失業者の就労をサポートするプログラム(ニュー・ディール) がスタートした。

社会的排除は、日本ではあまり聞きなれない文言である。ブレア首相のブレーンであるアンソニー・ギデنز (LSE 学長) は、「第3の道の政治は、平等を包含 Inclusion、不平等を排除 Exclusion と定義する」と述べ、続けて「最も広い意味での包含とは、市民権の尊重を意味する。もう少し詳しく言うと、社会の全構成員が、形式的にでなく日常生活において保有する、市民としての権利・義務、政治的な権利・義務を尊重することである。またそれは、機会(仕事、教育などへのアクセス)を与えること、そして公共空間に参加する権利を保障することも意味する」[Giddens, 1998, 邦訳 173-174 頁] と説明している。

以上のように社会的排除をしない、ということは市民権を尊重することであるが、それは「結果」の再配分とともに「機会」へのアクセスを重視している。その背景には、ポスト工業化にともなう労働市場の変容と福祉給付の再編が関係していた。

すでに言及したようにサッチャーの導入した公営住宅購入権によりハウス系の公営住宅の大部分は持家へと転換され、公営住宅はフラット系を中心にマージナルな階層のテニユアとなった。ここで留意しなければならないのは、1980年代以降に顕著となったポスト工業化時代への移行にともなう労働市場の変容である。重工業の凋落は熟練筋肉労働者の雇用を減少させ、サービス部門における低賃金の不安定かつ不熟練労働の拡大につながった。失業、とりわけ長期のそれが増加した。これまでの慣例的な労働契約と労働条件はなくなり非典型的な労働が広まり、女性の雇用が増大した。

イギリスにおいて1977年に公営住宅へ入居した世帯のうち、失業者は39%であった。これが1993年には71%へと拡大した。公営住宅では若者と高齢者の借家人が増え、その中間の年齢層は減少した。他方、1989年以降、公営住宅の収支を自立採算とすることが義

務づけられ、家賃は上昇した。このため、就労し、一定以上の収入を得ていることから住宅給付の対象とならない借家人は持家を選好するようになった。逆に、所得補助や住宅給付の対象とならなければ居住の安定性を確保できない貧困者（当然、ホームレス生活者と認定され公営住宅に入居した世帯も含まれる）は、就労へのインセンティブを削がれる（貧困の罠 *poverty trap*）ことになった [Malpass and Murie, 1999, pp.123-130]。

これまで失業者に対しては国民保険から失業給付 *Unemployment Benefit* が支給され、この給付を1年間受けた者や新規学卒の失業者のように保険料拠出要件を満たさない者は、所得補助によって生活が支えられてきた。失業給付か所得補助を受けている者には、住宅給付が全額支給されることになっていた。この場合、就労しても賃金水準が低いときは「貧困の罠」から脱却できないことから、社会保障経費は上昇しこそすれ低減することはなかった。

1996年、以上のような問題に直面していた保守党（メジャー政権）は、求職活動を行う者を対象として、失業給付と所得補助を統合した求職者手当 *Jobseeker's Allowance: JSA* を導入した。求職者手当は2種類あり、保険料の拠出要件を満たす者には最初の6カ月間資力調査なしの拠出ベースの求職者手当 *Contribution-based JSA* が支給される。6カ月を超えて失業が継続した者および保険料の拠出要件を満たさない者には、資力調査付きの所得ベースの求職者手当 *Income-based JSA* が支給される。この結果、従来の所得補助は、労働能力のない者、就労の意思のない者に限定されることになった。

拠出ベースの求職者手当を受けるためには、原則として、①失業しているかまたは週16時間以下しか就労していないこと、②労働市場要件を満たしていること、③保険料拠出要件を満たしていること、④イギリスに居住していること、⑤年金年齢に達していないこと、⑥学生ではないこと、等の要件を満たす必要があった。資力調査付きの所得ベースの求職者手当を受けるためには、③以外の要件とともに、所得補助と同様の資力調査要件を満たす必要があった。

②の労働市場要件とは、労働能力があること、週40時間以上就労できること、積極的に求職活動を行っていること、および雇用事務官に求職者同意書 *Jobseeker's Agreement* を提出していることである。この協定書は仕事を得るために行う対策の記録であり、2週間ごとに求職者が署名してチェックされる。それは積極的に仕事を探していることを証明するものである。

1997年に政権についたブレア労働党は、以上の求職者手当を組み込んだニューディールを発表した。そこでは、①マクロ的経済の安定性と成長の持続、②「福祉から就労へ *Welfare to Work*」のプログラム、③勤労意欲を刺激する税制と給付の改革、④教育や技能に対する投資の強化、⑤最低賃金が保障された柔軟な労働市場の構築、が提起された。このための資金調達には、民営化された公益事業への一時課税 *Windfall Tax* によりなされ、1997年から98年までに合計52億ポンド（約8840億円）が徴収された [駒井, 1999, 120頁]。

ニューディール政策について言えば、まず注目すべきは、18～24 歳までの若年失業者、25 歳以上の長期失業者が第 1 ステップで仕事が見つからず、第 2 ステップで民間企業に就労する場合、雇用主に補助金が支給され、前者については職業訓練の費用も支給されていることである。また、50 歳以上の高齢失業者が民間企業に就労する場合には、雇用主ではなく就労者に直接、補助金が支払われている。選択肢には民間企業以外に 1 年間の教育・職業訓練、ボランティア団体、環境保全団体での就労がある。

若年・長期失業者について、第 2 ステップでの就労や教育・職業訓練の機会を拒否した失業者には、最高 6 カ月、求職者手当を支給しないというペナルティが課せられる。高齢失業者のニューディールへの参加は任意となっている。任意参加のものとして、これ以外にひとり親世帯向け、障害者向け、失業者の配偶者向けのプログラムがある〔藤森, 2002, 200-220 頁〕。

「若年失業者へのプログラム」は、1998 年より 4 月から開始され 2000 年 4 月末までに 44 万 3000 人以上が参加した。このプログラムを終了した 35 万 7000 人のうち 40.3% (14 万 4000 人) が補助金なしの職 Unsubsidised Employment につき、福祉受給者は 4 万 6000 人、その他の選択 6 万 9000 人、不明 10 万 4000 人となっている。他方、「長期失業者へのプログラム」には、1998 年 10 月から 2000 年 4 月末までに 21 万 6000 人が参加した。このプログラムを終了した 16 万 4000 人のうち 16.0% (2 万 7000 人) が補助金なしの職につき、補助金付きの職 8000 人、短期就業 6000 人、その他 12 万 3000 人という状況である〔藤森, 2000, 96-97 頁〕。

以上のプログラムが野宿者を含めたホームレス生活者の就労確保にどの程度、効果があったのかについて管見のかぎりでは不明である。言うまでもなく野宿者の場合、通常の失業者に比べて就労にいたるまでのバリアは大きい。このため野宿者を支援する NPO は、教育・職業訓練について独自のプロジェクトを有している。

セント・マンゴス St Mungo's は、社会的排除対策室との連携のもとに野宿者の社会復帰をサポートするロンドンで最大規模の NPO であり、1999 年 3 月時点で 14 カ所のホステル (672 名)、8 つのケア・ホーム (169 名)、40 のサポート・ハウジング (373 名)、さらに雇用促進と職業訓練のみを目的とする施設を 2 カ所に有している。

活動の内容は、まずチームを作って路上のホームレス生活者にねばり強く働きかけることにある (アウト・リーチ)。ホームレス生活者と信頼関係を構築するのに数週間、場合によっては数カ月かかる。1999 年度は 10 チームがロンドン 10 区にまたがる 4000 人にアウト・リーチを行い、1267 名をセント・マンゴスかそれ以外の施設に入居させている。

居室と食事の提供をするホステルは、ほとんどが個室である。20 年前は、ホームレス生活者を対象とする慈善団体と国のホステルは宿舍タイプがほとんどで、不潔かつ過密であった。1980 年代から 90 年代にかけて大規模なホステルは閉鎖されるか改築された。今日、ホステルに入居する人々は、是認されない哀れな存在としてでなく、最小限の規則のもと

で暖かく受容されていることを実感できるようになっている。

ホステルに入居したものの、高齢、肉体的ないしは精神的障害、アルコール問題により自分で生活できない場合は、ケア・ホームを利用する。ホステルより規模が小さいけれども、1人あたりのスタッフの比率は高い。高齢、精神的障害、アルコール問題を抱えながらも、自分で生活できる場合は、ホステルからサポート・ハウジングへと移動する。2人部屋、グループホーム、一群または単独の居室が利用される。サポート・ハウジングは、自分の住宅に住むための通過点であり、ひとりだけでは住めない人々に独立と安全をもたらす場所である。プロジェクトのニーズに応じてサポートは、常住か、週ごとに訪れるスタッフによって実施される。移住およびコミュニティ・サポートのチームは、住宅協会、公営、民間セクターの住宅を確保するとともに、引っ越しののちにそこに定住できるよう訪問サービスを行っている。

セント・マンゴスは、以上のすべての住民に対して就労と職業訓練の機会を提供しており、1998年度のプロジェクトへの参加者は1245人となっている。プロジェクトの内容は、①就労と教育・職業訓練の情報提供、②職業訓練のための作業所、③教育・職業訓練のための一時的な雇用確保、④雇用されてからのサポート、に区分される。

①としては、就労と教育・職業訓練へのアドバイス、コンピュータの習得コースなどを有するトレーニング・センター(Bridge Training Centre)、25歳以上で求職者手当を請求し、かつ恒久的な住宅に居住していないホームレス生活者への職業紹介をするセンター(Programme Centre)、センターではなくホステル、デイ・センター、立ち寄り所 drop-in に出向いて活動(アウト・リーチ)しているグループ(Vocational Guidance Team)がある。

②には、6カ月にわたって木工を習得する作業所(Steps Workshop)、セント・マンゴスのホステルにおける非公式の活動(写真、芸術、工作、旅行の企画)への参画(Make It Work)がある。

③の就労支援(Placement Link Worker)は、民間企業での一時的な仕事、そこでの教育・職業訓練をめざすもので、諸費用はセント・マンゴスから支払われる。

④の雇用支援(Employment Link Worker)は、雇用されてから最初の1週間、アドバイスと情報提供、社会保障給付への助言、就職に際して入用とされる備品と支出への金銭的援助、を担当するプログラムである[<http://www.mungos.org/>]。

#### 【参考文献】

- 駒井康平 1999:「マクロ経済と雇用政策」武川正吾・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 1 イギリス』東京大学出版会。
- 藤森克彦 2000:「英国ブレア労働党政権の第三の道と社会保障改革」『富士総研論集』4